

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の延長（令和3年9月30日まで）における保育所等の利用について（依頼）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和3年9月9日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月30日までとされました。

そのため、本市における保育所等（※1）の利用については、令和3年8月20日付で保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における保育所等の対応について」の取り扱いを、令和3年9月30日まで継続することとします。

市内の保育所等については、国や神奈川県の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、原則開所とし、引き続きご利用いただけます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により休園した市内の保育所等は、4月～6月の各月では30園前後、7月は53園、8月は259園と急増しており、感染拡大防止の観点からも、ご家庭での保育が可能な場合に保育園をお休みしていただくよう引き続きお願いいたします。家庭内感染も増えているため、同居家族に感染が疑われる場合にも、可能な限りご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

また、令和3年9月30日までの間、登園しなかった日数に応じて利用料（保育料）を還付する対応も継続いたします。

休暇取得等に際し、勤務先へ提出するための本市からの雇用主様あての依頼文もご用意しましたので、必要に応じご活用ください。

引き続きのお願いになります。特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等には保育所等をお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

※1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

1 保育所等の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、保育園をお休みしたり、延長保育の利用を控えていただくようお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間での保育所等のご利用を引き続きお願いいたします。

（ご協力をお願いしたいことの例）

・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には保育所等をお休みする

（咳、くしゃみ、鼻水等があっても、感染性のものでないと医師が判断し、登園が可能とされた場合は、登園していただいて構いません）

・仕事がお休みの日などには保育所等もお休みする

・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンラインや対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

裏面あり

また、引き続きのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【在園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 利用料（保育料）について【0～2歳児】

令和3年9月30日までの間、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。登園しなかった場合の事由は問わず日割りの対象となります。

登園状況については本市が利用施設に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

3 給食費について

3～5歳児で登園しなかった期間の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に御確認ください。

実際にかかった費用が、園が保護者の皆様から徴収した金額と比較し大きく下回る場合には、差額の返還や他の実費への充当等を行う場合があります。

ただし、食材の発注のタイミングや登園しなかった日数によっては、返還ができない場合があります。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記2をご覧ください）

<問い合わせ先>		
・保育所等の利用・横浜保育室の利用料について	保育・教育運営課	TEL：671-3564 FAX：664-5479
・認可保育所、地域型保育事業の利用料について	保育・教育認定課	TEL：671-0255 FAX：550-3942
・年度限定保育事業について	保育対策課	TEL：671-4469 FAX：550-3606

令和3年9月10日

雇用主の皆様へ

横浜市こども青少年局長 吉川 直友

緊急事態宣言中の保育所等の対応について（依頼）

令和3年9月9日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月30日までとされました。

そのため、保育所等をご利用している保護者の方には、令和3年9月30日まで、ご家庭での保育が可能な場合においては、保護者の皆様へ保育所等をお休みしていただくことを改めてお願いいたしました。

引き続き、保護者の皆様には、仕事を休むことが可能な場合など、ご家庭で保育ができる環境にある場合に保育所等をお休みいただき、必要最小限での利用をお願いしています。

また、雇用主の皆様には改めてのお願いになりますが、子どもに、発熱に限らず、咳、くしゃみ、鼻水等の症状がみられる場合には、保育所等をお休みするよう、保護者に改めてお願いしており、保護者である従業員の方が休暇取得を希望された場合には、特段の御配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組が長期化する中、雇用主の皆様におかれましても、様々な取組にご尽力いただいているところではありますが、保育所等に通うお子さんがいらっしゃる従業員の皆様については、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務など、可能な範囲で、御配慮いただくよう、御理解、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先：

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

電話：045-671-3564